

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： てらべサニーサイド保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 田中 美智代	定員（利用人数）： 160名（117名）	
所在地： 愛知県安城市今本町5-5-2		
TEL： 0566-91-3511		
ホームページ： https://aozoranikoniko.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成28年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 あおぞらにこにこ福祉会		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 26名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 1名
	（保育士） 26名	（事務） 1名
	（保育補助） 6名	（栄養士・調理員） 5名
	（看護師） 2名	
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 保育室、厨房、トイレ
		遊戯室、職員室、医務室、休憩室

③理念・基本方針

★理念

法人 心身ともに健康で明るくのびのびとした元気な子どもたちを育てる

★基本方針

「心身ともに健康で明るくのびのびとした元気な子どもたちを育てる」・・・ぼく・わたしの力、夢、豊かに大きく伸びよ

てらべサニーサイド保育園では、子どもの人権や主体性を尊重し、将来に向けてより望ましい人格形成・人間形成が行われるよう、保護者や地域と力を合わせ、子育て支援をしていく場であります。

子どもたちが心身ともに安心できる環境を確保し、発達に応じた保育を受けられることを最優先に考えています。

④施設・事業所の特徴的な取組

心も身体も豊かであり、しかもバランスのとれた子どもを育てます。
「子育て（保育活動）は、子ども・家庭・こども園の三者相互の良い人間関係のもとで進められないと、よりよい効果が得られない」と常に考えております。
常日頃から保育園とご家庭との連絡を密にし、交流を深めていくよう努力しております。

1. あいさつ・「はい」と返事ができる人間力
・「はい」と返事ができる ・はきものがそろえられる ・ルールを守る ・食事のマナーを身につける
2. 豊かな創造性を養う体験教育
考える力が目覚めるめざまし保育・専門講師による英語・体育・音楽・ダンス・絵画指導・自然を学ぶ「野菜作り」と収穫した野菜をつかった給食
3. 子育て支援・子育て相談
入園前からの子育て支援プログラム（園開放・一時保育）
4. 安全・安心の保育
緊急時メールシステム・地震対策（ガラス飛散フィルム）・地産食材を中心の給食材料
5. 素敵な先生・やさしく・愛情・情熱を持った先生

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年11月30日（契約日）～ 令和 6年 5月31日（評価確定日） 【令和 6年 3月 7日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆法人（理事長）のフォロー体制

園長や主任が、それぞれに与えられた職務を遂行しているが、ひとたびことが起きれば、すぐに法人（理事長）がフォローに入る体制ができている。理事長が園の様々な会議にも極力顔を出し、職員の意見を聞き取っている。園長と職員との個別面談が行われているが、園長に代って理事長が面談を行うこともある。

◆職員の一体感

中・長期ビジョン（長期目標）に「働きやすい職場づくり」を挙げ、職員の一体感ある園を目指している。ベテランや中堅職員が中心となり、法人を挙げて（各園を縦断して）様々な活動に取り組んでいる。懇親会やカラオケ紅白歌合戦を行い、職員相互の親近感を高揚させている。マラソン部を発足させ、部に所属する理事長を含む8名の職員は、市が主催する5時間耐久リレーマラソンに出場して見事完走した。

◆保護者の就労支援を支える長時間保育

朝7時15分から夜8時までの長時間保育を実施している。長時間保育の利用者も多く、保護者の就労を支えている状況が見て取れる。課外のお稽古事が園で行えるなど、保護者ニーズに応える努力が見られる。

◆家庭と連携した健康管理

親子歯磨き指導が行われ、親子で歯を大切にすることを習慣づけとなり、保護者も正しい歯の磨き方を学んでいる。巡回指導では、医師に流行している病気の相談などができる。年長児は保健センターよりデンタルケアの話があり、保護者も参加して虫歯予防に努めている。健診の結果が園の保育や家庭生活に活かされ、子どもの健康の増進に役立っている。

◇改善を求められる点

◆事業計画作成の留意点

単年度の事業計画の作成において、「長期計画」との連動はなく、毎年度、ほぼ同じ内容の事業計画が作成されている。事業報告書が作成されているが、内容は事業計画とほぼ同じ記述であり、1年間に取り組んだ園の取り組みや活動、職員の努力や工夫の跡が見えてこない。事業計画に数値目標や具体的な到達点を設定し、1年間の取り組みを事業報告書で詳しく報告することが求められる。

◆記録方法の確立

園全体の保育にかかる全般の連絡が口頭で行われていることが多い。保育の引継ぎやマニュアルの内容、苦情の報告など、後日必要となるであろう情報が記録として残されていない。引継ぎ簿の整備や、のちに確認できるような記録方法を確立し、人的ミスを起こさない仕組みを構築されたい。

◆マニュアルの総点検

マニュアルは存在するが、周知が十分ではないことが多かった。職員全体でマニュアルの読み合わせを行い、生きたマニュアルとなるような見直しの仕組みを考えられたい。また、規程やマニュアル間で、内容に齟齬の見られるものもあった。例示すれば、苦情解決の仕組み（公表方法）についてである。「苦情解決規程」や事業計画では「掲示板で公表する」としており、「苦情への対応について」では、「おたよりで公表する」となっている。

◆災害時の子どもの安全確保

園の立地条件について、ハザード情報が確認できなかった。地球規模で想像をはるかに超える規模の自然災害が多発している現状である。子どもの安全確保が確実にいえるよう、早急に確認と職員への周知を行う必要がある。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

日々の保育の中で反省することを記録し改善していくこと、反省を生かして良い結果に結びつけることがより良い保育につながることを実感しました。「できることからはじめよう」を合言葉にできることから実践していき、職員が力をあわせて地域に選ばれる園を目指していきたいと思えます。職員それぞれが今の保育を見直す良い機会になり受審して良かったと思えました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ b ・c
<コメント> 理念や基本方針をホームページやパンフレットに記載し、園内にも掲示している。保護者向けに説明資料も作成されている。しかし、保護者の反応は芳しくなく、保護者アンケートの「理念、基本方針の保護者理解」の項目は、約70%の肯定率に留まっている。機会を捉え、理事長や園長が保護者に対して、これまでに以上に法人の考え方を説明する必要がある。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・b・c
<コメント> 毎月、市の民間保育園の園長会が開催され、4月と9月には公立園も含めた市全体の園長会がある。それらの会議に参加して市の保育動向を把握し、他園から得られる課題等を共有して園運営の参考にしている。法人内でも、園長と主任を集めて会議が持たれ、園運営を取り巻く状況や情報が共有されている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・b・c
<コメント> 中堅の職員が結婚や出産の時期を迎え、育児休業から復帰した職員は時短勤務となるなど、業務分担に苦労している。加えて、親の介護を必要とする職員もあり、シフト調整を余儀なくされる場面もしばしばである。それらの人事的な課題を乗り越えてこられたのも、職員の安定的な雇用があつてこそである。正規職員には勤続年数の長い職員が多く、様々な場面での対応力は高い。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・ b ・c
<コメント> 園の中・長期的なビジョンを示す「長期目標」（2022～2026年度）が策定されている。策定されて既に2年が経とうとしているが、その間に見直しを実施されていない。単年度の事業計画の作成に枠組みを示すためにも、必要な見直しの機会を持つことが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・ b ・c
<コメント> 事業計画と「長期目標」との連動はなく、毎年度、ほぼ同じ内容の事業計画が作成されている。事業報告書が作成されているが、内容は事業計画とほぼ同じ記述であり、1年間に取り組んだ園の取組みや活動、職員の努力や工夫の跡が見えてこない。事業計画に数値目標や具体的な到達ポイントを設定し、1年間の取組みを事業報告書で詳しく報告することが求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 最終的に事業計画の形にするのは園長と理事長の合議であるが、職員意見を十分に聞き取って作成している。毎週、法人内の園長・主任会議があり、理事長も参加している。必要に応じて、園内で園長、主任、クラスリーダーを集めたリーダー会議があり、この会議にも理事長が参加している。都合が付けば、幼児会議や乳児会議にも理事長が顔を出し、職員意見を聞き取っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 入園式や保護者参観の機会を使い、園長が事業計画に関する話をしている。しかし、保護者の興味や関心は薄く、行事計画を除けばほとんど記憶に残っていない状況である。保護者アンケートの「事業計画の保護者への分かりやすい説明」に関しては、50%の保護者が肯定するに留まった。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ③ ・ c
<コメント> 第三者評価は初めての受審であるが、今後も定期的に受審する方針である。全国保育士会作成の「人権擁護のためのチェックリスト」を使い、不適切な支援に陥らないように職員が自己点検を行っている。ただ、実施しているのは正規職員に限定され、多数を占めるパート職員は未実施である。社会問題化している折でもあり、全職員を対象として実施することが望ましい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	④ ・ b ・ c
<コメント> 正規職員の実施した「人権擁護のためのチェックリスト」を法人本部（理事長）が集計・分析し、子どもに対する言葉遣いが課題として抽出された。この課題の是正のため、否定的な言葉を肯定的な言葉に言い換えるための職員研修を実施した。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割と責任に関しては「管理規程」に明記されており、「組織図」によって園内における指揮命令系統を明らかにしている。園長不在時の権限委任先は、「管理規程」の記述から主任保育士がその任にあたるのが読み取れる。園長の所信は年度初めの「園だより」で表明され、毎月発行の「園だより」でも、折に触れて考え方を記載している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園長は高いコンプライアンス意識を持ち、関連する研修には積極的に参加している。研修で得た情報は、必要に応じて職員会議等で職員に周知を図っている。しかし、パート職員を含め一般の職員への周知・理解は十分とは言えない。園運営に関する諸法令の一覧表を作成し、可能であれば規程やマニュアル類と紐付けをして管理することが望ましい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 子どもや保護者の満足度を向上させるため、職員の意見を集めて行事計画等を作成している。コロナ感染症の5類移行に伴い、運動会や発表会の人数制限を緩和したり、あるいは撤廃したりしている。動画配信も引き続き実施している。これらの措置により、子どもや保護者の満足度は間違いなく上昇している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 働きやすい職場とするため、一部の職員に業務負担が偏らないように配慮している。フリーの職員を配置し、業務負担の大きいクラスに、随時フリーの職員が応援に入っている。急なシフト調整や変更に対しても、職員の協力を得て円滑な園運営が保持されている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 正規職員、パート職員ともに法人主導で計画が立てられ、採用活動が行われている。各園において、新年度の子どもの数が確定すると、法人内で調整して職員の異動を行っている。園としては定着対策に主眼を置き、園長が個人面談を行って職員意見や就労意向等を聞き取っている。場合によっては、園長に代って理事長が面談を実施することもある。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 市の給与水準を参考に、法人独自の給与基準を定めている。成果主義の考え方を取り入れた人事考課制度があり、目標管理制度の達成度等も人事考課に反映させている。ただ、人事考課制度に職員の自己査定の仕事組みがなく、上司査定のみのものである。人事考課の結果を処遇面に活用するだけでなく、職員育成面をも考慮し、自己査定を行った上で上司査定を行うことが望ましい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>中・長期ビジョン（長期目標）に「働きやすい職場づくり」を挙げており、職員の一体感ある園を目指している。ベテランや中堅職員が中心となり、法人を挙げて（各園を縦断して）様々な取組みがある。懇親会やカラオケ紅白歌合戦を行い、マラソン部を発足させている。マラソン部（理事長を含む8名）は、市が主催する5時間耐久リレーマラソンに出場し、見事完走した。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>職員育成を目的とした目標管理として、主要な行事の反省・評価を職員個々が行い、「行事の反省」を作成して次の行事の計画作成に活用している。ただ、課題も残っている。「行事の反省」は職員の一時的な考えで記述されているが、上司（園長、主任）の助言や指導を加えることで、より効果的な仕組みとなる。一方、職員育成が目的の職員研修に関しては積極的な参加がある。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>職員研修に関する基本方針が、事業計画に示されている。研修計画を作成しているが、実際には年度末に集中することとなっており、計画の見直しが必要となっている。履修後に「復命書」や「研修報告書」を作成している。それらの中には、研修での気づきとして所感（感想）が記載されているが、そこに記載されたアクションプランの実施状況を確認する仕組みが構築されていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>新人職員研修等の階層別研修は、法人主導で3園合同で行っている。職種別研修やテーマ別研修に関しては、県・民間保育連盟や市・保育課からの研修案内に、適切な職員が参加している。より多くの職員が参加できるよう、動画配信の研修にも参加している。シフト調整やフリーの職員を活用することで、必要な研修には参加が可能な環境となっている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士養成校と連携し、連絡会にも参加しており、今年度は2名の保育実習生の受入れを行った。しかし、実習生を受け入れるためのマニュアルは未整備であり、実習生受入れの意義や目的が職員に明確に伝わっているとは言い難い。マニュアルを整備し、目的を持った実習生の受入れを実施されたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページから園のページに移行すると、園の情報にアクセスすることが可能であるが、「職員紹介」のコーナー等、未整備の部分も残っている。法人のホームページ上で系列園の第三者評価受審結果を公開しているが、苦情解決に関する掲載はない。また、苦情解決の仕組み（公表方法）について、「苦情解決規程」と「苦情への対応について」との間に齟齬がみられる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の現金出納は、3万円を限度とする小口現金制をとっている。購買等の決裁者は園長であり、現金出納の実務（出納責任者）は事務職員が担当している。決裁者と出納責任者の職務を2者に分かち、内部牽制の働く仕組みとなっている。行政の監査において軽微な指摘事項はあったが、特段の指導事項はなく、透明性の高い事業運営が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 事業計画の中に「地域及び周辺住民との関わりについて」の項目を掲げ、地域との交流・連携の基本姿勢を示している。具体的には、地域に向けての育児講座や相談相談の実施、子育て支援グループとの協働、オープンデー（園開放）の実施、高齢者施設や小・中学校との交流を挙げている。地域交流の目的の一つに、「保育園の見える化」を挙げて取り組んでいる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> コロナ感染症の5類移行はあったものの、感染への一定の警戒を持って保育にあたっており、ボランティアの受入れは再開されていない。ボランティア受入れのためのマニュアルは作成されているが、内容に不備があることから見直しの必要がある。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 職員室に、行政機関や医療機関、ライフライン等の関連先を記載した「関係機関連絡先一覧」を掲示している。海外にルーツを持つ子どもが5名おり、市のこども発達支援センター「あんステップ」とも連携して対応している。子どもたちの就学先である小学校3校とも連携を図っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 9月に2回開催されたオープンデー（園開放）や、市の施設を使って開催された11月のオータムフェスタでは、未就園児の保護者や在園時の保護者の質問や相談を受け、意見を交換する中で保育ニーズの把握に努めている。これまでのコロナ感染症の影響によって、地域行事への参加が十分には図られておらず、地域の情報収集面では後れを取っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 「保育園の見える化」に取り組んでいるものの、オープンデー（園開放）の実施回数が9月の2回だけであり、積極的な取組みとは言い難い。小・中学校との連携や高齢者施設との交流も計画されているが、現時点では子どもたちとの十分な関わりは実現していない。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>各種の研修に、積極的に参加している。オンライン研修や市主催の研修、系列園での合同研修など、理事長が職員の経験や力量等を把握し、必要な研修に参加できるよう采配している。保育検討会議を行い、クラスで議題を挙げ、全体で話し合いの場を作ることで、保育への共通理解を持てるような取組みを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>「人権にかかる保育マニュアル」が整備されている。入社時にマニュアルの配付があり、その中にも記載されている。新入職員は、自己確認でマニュアルや先輩から学ぶという仕組みはできているが、正しい知識を知らせ、思いの統一のためには全体の勉強会などを計画することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市役所に園のリーフレットが置いてあり、誰でも確認できるようになっている。また、見学希望者には説明とともに配布し、質問に答えるなどの対応を主任が丁寧に行っている。園開放や入園の見学会などを活用し、園の情報を発信している。また、ホームページでの情報発信も行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」と「園のしおり」で保育の方針や内容が説明されている。乳児に関しては、完全個別対応で面接や説明が行われ、3歳以上児は学年ごとの対応で丁寧な説明が行われている。配慮の必要な保護者には、個別で聞き取りをしたり、時間をかけて説明したりしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者の希望があれば、引継ぎのできる保険や園児情報を書面で渡したり、電話等で知らせたりしている。発達の気になる子どもに関しては、市内であれば、専門の施設「あんすてっぷ」からの情報が収集できることがある。しかし、園内での明確なルールはないため、今後マニュアルとしての整備することを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者アンケートを年に1回実施し、無記名で園の満足度調査を行っている。行事ごとのアンケートも行い、結果を全保護者にフィードバックしている。回答も8割程度あり、保護者の意識の高さが感じられる。保護者からの相談内容は、職員会議で報告され検討も行われているが、書面で確認できなかった。相談結果を記録に残し、次年度につなげていくような方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは「重要事項説明書」に記載され、第三者委員についても保護者へ周知されている。苦情の申し出があると、担任で処理できないものは主任・園長に報告を挙げ、できるだけ早急に解決の道筋を立てられるようにしている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 意見ポストがあるが、意見が入っていることはなく、アンケートや連絡帳で意見が出ることが多い。相談しやすい個室もあり、プライバシーにも配慮した環境である。しかし、保護者アンケートからは、苦情については、「聞いたことがない」という意見が多かった。意見を保護者にフィードバックすることで、情報の開示や、全体への理解につながる。保護者対応を検討されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 意見に関しては、できるだけその日のうちに対処できるよう心がけている。担任が聞き取ることが多いが、責任者である園長・主任が対応することも多い。苦情に対しての処理簿はあるが、完全に解決できない苦情の掘り下げや、その後の結果が分かるような記述の方法を、今後検討されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「ヒヤリハット報告」、「事故報告記録」は整備されている。事故事例の収集や、全体グラフにはまとめられているが、原因究明や分析は行われていない。収集後の原因を分析することで、環境の見直しや整備の計画へと発展する。事故の未然防止や再発防止のために、委員会の設置などを検討し、責任者を明確にすることが望ましい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症が発生した際には、園の入り口ボードを使って、発生について保護者に報告がなされ、看護師が感染症の情報を掲示している。病名だけではピンとこない保護者も、内容が分かるのは親切な対応である。感染症の発生は会議で職員にも知らされるが、タイムリーに知ることができるツールがあると便利であるという職員の意見があった。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 園の立地する場所のハザード情報が確認できなかった。避難所の場所や避難確保の計画、BCP（事業継続計画）など、その存在を知らない職員もいる。大きな災害が起こる前に、職員全体の勉強会等を実施し、避難の方法や情報を収集する方法など、園としての基本的な情報を知っておく必要がある。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保育の方針や標準的な実施方法が確立されている。マニュアルは入職時に配付し、いつでも確認できるよう、職員個々の手元にある。マニュアル通りに保育ができているかを園長が保育に入りながら、職員指導を行っている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> マニュアルの見直しは、問題があった場合に行われている。見直しは理事長が主となって行っており、変更内容は会議で職員に伝えられる。理事長一人に任せるのではなく、保育に携わる職員も意見を出し、話し合いを行ってマニュアルに反映させていくことで、自分事として考える機会ができる。マニュアルの見直しへの職員の参加と、定期的な検討会を企画することを期待したい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 学年ごとの「保育の全体的な計画」はあるが、園全体のものは確認できなかった。年間計画と月案、週案が作成され、反省、考察を主任が指導し、次月へ生かすという仕組みができています。障害のある子どもの個別指導計画は作成されていない。今後の成長を確認し、ねらいを立てた保育を実践するためには、個別指導計画の作成は必須である。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画はアプリで行っていたが、職員の意見を反映させて、より書きやすい様式に変更している。様式の変更にあたっては、職員で相談し、主任を通じて理事長へ相談して決定した。より良い方法へ法人全体で変えたことで、職員のモチベーションも上がり、作業効率も上がるという良い結果を出している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 指導計画・月案・週案などは確認でき、適切に記録されている。子どもの情報は会議で口頭で伝えられている。会議録に記録され、参加できない職員は後日記録を読んで知ることとなる。延長保育への子どもの情報も口頭やメモとなるため、後日トラブルになった場合も振り返ることができる「連絡簿」などを定め、記録に残すことを提案したい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもに関する記録の管理は理事長が主となって行っており、各園（園長）には責任や権限はない。しかし、大切な書類を保管する園の責任者として、園長は知っておく必要がある。個人情報の保護については、入職時に研修が行われており、個人情報を含む書類等は鍵付きのロッカーで保管されている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>各学年の「保育の全体的な計画」として、指導計画は作成されていたが、園を統括する保育の全体的な計画は確認できなかった。地域の実態や連携、また小学校への円滑な移行のための連携など、園に関する実態把握は今後の課題である。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室内は、子どもが好きな遊びを選べるようなコーナー作りをしている。園庭も3ヶ所あり、それぞれ年齢に応じて自由に活動できる遊具や道具が用意されている。毎日、保育室の消毒作業を行い、快適に過ごせる環境を整えている。安全点検簿で室内や遊具のチェックをし、破損や危険がある場合は即座に修理するなどの配慮がある。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自由に遊べる空間を作り、コーナー遊びを充実させている。制作活動も行うが、全体指導ではなく、数人で行うことで、じっくりと子どもと関わり、丁寧な指導ができる。子ども一人ひとりに丁寧に知らせていくことで、子どもの基礎的な認知が上がり、結果として身に付くことが増えて行くような保育を心掛けている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>低年齢児は、簡単な日常の繰返しで、援助しながら身に付くよう働きかけている。小さいうちから丁寧に知らせていくと、幼児になると自分でできることが増えてくる。着替える機会が毎日あり、パジャマの着替えや制服の着替えで服の畳み方を覚え、片づけ方を知る。年齢に応じた片付けの環境が整えられている。日常の細やかな援助で、少しずつ子どもが身に付けるよう働きかけている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>遊びのコーナー作りや、自由に選んで取り出せるような環境を整えている。園庭で遊んだり、近隣の公園へ散歩に出かけたりと、多彩な園外活動も行っている。リトミックや英語、ダンスなどが経験できるようなカリキュラムが組まれており、保護者のニーズに応えている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>床暖房とマットの使用で、滑りにくく過ごしやすい環境が整えられている。設計時から0歳児の保育室として計画しており、0歳児向けの固定の玩具が壁についていて、いつでも自由に遊べるような仕掛けがある。大型の手作りの汽車など、職員手作りの玩具で遊ぶことができ、工夫した遊びが展開されている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室は裸足で過ごせる床暖房であり、2歳児はコーナー作りをして様々な遊びを選んで遊んでいる。2歳児だけの園庭もあり、走り回ったりすることが好きな時期に、十分体を動かせるような配慮がある。連絡帳アプリで、食事の食べ具合から、今日の子どもの様子まで詳細に報告しており、保護者アンケートでも喜びの声が多かった。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 3歳児は生活習慣を作っていくために、トイレの近くに保育室があり、タオル掛けの位置なども取りやすく配慮されている。遊びの環境も取り出しやすく片付けやすいような配慮がなされており、自分で選んで整理ができるように工夫している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 現在、障害の認定のある子どもは在籍していないが、気になる子どもに関して、今後のために個別の指導計画を作成していくことを計画されたい。個々の子どもの障害や気になる部分を把握し、ねらいを立てることで、子どもの最善の利益を守ることとなる。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 朝7時15分から午後8時までの長時間保育を実施している。午後6時までは子どもが非常に多い状況である。中でも、人数の多い時間はクラス数を増やし、落ち着いて過ごせる工夫をしている。夕方の遅い時間におやつを用意をし、少しお腹を満たすものが用意される。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 市の主導で、地域の小学校の教員が園を訪れて保育を参観する機会がある。その際に子どもの情報を交換し、気になる子どもの対応なども、実際の様子を見て話し合うことができる。小学校の入学説明会は、保護者とともに学校へ行く機会が設けられている。小学校へ、子どもたちの交流会などを積極的に呼びかけ、就学へ向けての子どもたちの期待が膨らむよう配慮されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 内科健診を年2回、歯科健診を年1回、乳児は医師の巡回指導が月2回あり、丁寧に健康状態を確認している。健診の際に問題（疾病等）が見つかった場合は、看護師を通じて担任に伝えられ、保護者へすぐに知らせている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 親子歯磨き指導が行われ、親子で歯を大切にすることを習慣づけとなり、保護者も正しい歯の磨き方を学んでいる。巡回指導では、医師に流行している病気の相談などができる。年長児は保健センターよりデンタルケアの話があり、保護者も参加して虫歯予防に努めている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー児の対応は、法人作成のマニュアル「アレルギー児への対応について」に従って対応している。アレルギー児への給食提供は、牛乳・卵の軽度の除去以外は弁当持参という対応である。献立は、法人の栄養士が作成した独自のものである。アレルゲンを除去したメニューも別に作成され、個別の食事を提供している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 法人作成のマニュアル「食育・地産地消について」に従って給食を提供している。その日の給食を写真で保護者に知らせており、保護者アンケートでも好評であった。ホールから調理室を見ることができ、子どもは給食を作る過程を観察できる。調理員からも喫食の状況が見て取れるため、お互いに良い効果を出している。園で育てた野菜を調理して提供するなど、子どもの活動に食事が根付いている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 給食の調理は、「作業前衛生マニュアル」（法人作成）で示された情報に従って行われている。メニューは、法人3園の栄養士が話し合っって独自の献立表を作成している。子どもの嗜好も反映され、食物アレルギー児への配慮も、食器の色を変える、机を離して食べる、給食の提供者をアレルギー児とそうではない子どもと別々にして、干渉しあわないようにするという徹底ぶりである。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 入園時に園の方針を丁寧に伝えておくことで、活動のねらいや生活のねらいを理解してもらえるようにしている。外部講師の特別活動を多く取り入れており、保護者アンケートからは、「それを行っている園だからこそ」との保護者ニーズが見て取れる。毎月の「クラスだより」で、保育目標や生活なども記載し、園の保育内容を発信している。懇談会も行われ、意見を拾いあげることに努めている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 朝7時15分から夜8時までの長時間保育を実施している。保護者の就労支援に力を入れており、長時間にわたって保育を受ける子どもも多い。相談室が個室になっており、保護者が相談したいときに、ゆっくりと相談できる環境が整えられている。園長も気になる保護者に積極的に話しかけるなどして、会話のきっかけを作り、変化があった時にすぐに対応できるよう努めている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 法人の「虐待対応マニュアル」はあるが、職員の周知は完全ではない。おむつ替え時に乳児の身体の状態を確認し、幼児はトイレで様子を見るなど、日々の確認については担当が気を配っているが、基本知識を学ぶ研修等が不十分である。まずは、正しい知識を持って見守りにあたることで、子どもの見方や家庭の様子を見ようとする意識が育つ。具体的な研修の実施を望む。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 「保育の振り返りチェックリスト」を正規職員が行っている。自己評価に関しては市主導のチェックリストがあり、毎年行っている。チェックリストに対しての、振り返りや全体へのフィードバックは確認できなかった。改善につながる仕組みを確立することを期待したい。		